

## 台風(12・13・20・21・24号)と北海道胆振東部地震による被災会員への 見舞金支給・会費免除についてのお知らせ

平素より本会運営にご協力賜り誠にありがとうございます。

先日、7月～9月に発生した【台風(12号・13号・20号・21号・24号)】および9/6に発生した【北海道胆振東部地震】について、本会理事会にて大規模災害と認定されました。これを受け、上記災害で被災された会員に対し、規程に基づき年会費の免除および見舞金の支払を行います。

### 記

○大規模災害で家屋損壊に遭われた会員への見舞金支給および年会費の免除について  
本会「会費減免・見舞金等の支給に関する規程」に基づき、災害発生時に会員が居住していた自宅が罹災した場合、見舞金の支給ならびに会費の免除をいたします。

<https://support.japanpt.or.jp/privilege/welfare/S05/> (マイページ内リンク)

添付資料をご確認いただき、それぞれの規準に該当する方は、「見舞金・弔慰金および会費免除申請書」に必要事項を記入の上、自治体が発行する「罹災証明書(コピー可)」を添付してご申請ください。(申請内容を確認するために、その他書類の追加提出をお願いする場合があります。)

申請期限：2018年12月28日(金)

#### 【送付先】

申請者が所属する都道府県理学療法士会事務局(事務局各位におかれましては、お手数ですが「士会記入欄」記載後、本会へ原本をお送りください。)

#### ★★士会費の免除取扱いについて★★

免除対象者に対しては、士会費も含めて全額免除とさせていただきます。

ただし、相当する士会費分は本会より災害援助金として支出させていただきますので、実質ご負担はございません。

申請の受付終了後、集計して相当額を送金させていただきます。

また、既に納入済の年会費について 2019 年度年会費へ充当とさせていただきますので、対象者本人へも返金を実施しない※予定でございます。お含みおきください。

※2018 年度のみ適用の割引申請者を除く

以上

<添付ファイル>

・会費減免・見舞金等の支給に関する規程／見舞金・弔慰金および会費免除申請書につきましては、次の 3 ページから 5 ページ目をご参照ください。

**【問い合わせ先】**

公益社団法人 日本理学療法士協会

事務局 経理課 会費担当

TEL: 03-6804-1421

MAIL: [billing-chg@japanpt.or.jp](mailto:billing-chg@japanpt.or.jp)

## 会費減免・見舞金等の支給に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本理学療法士協会（以下、「本会」という。）会員の弔事、ならびに会費徴収規程第6条（5）における天災による財産被害があったときの対応及び見舞金・弔慰金について定めることを目的とする。

### (適用)

第2条 この規程の適用は、定款第5条に定める正会員とする。

### (適用範囲)

第3条 会費免除および見舞金・弔慰金を支給する場合は、以下の各号の通りとする。

- (1) 会員の死亡
- (2) 会員の住居が被災したとき
- (3) 会員の所有する車両（四輪車）が被災したとき
- (4) その他、理事会で必要と認められたとき

### (申請者)

第4条 原則として本人からの申請とする。ただし、会員自身が死亡の場合は代理人（都道府県理学療法士会長もしくは1親等親族）からの申請を認める。

### (申請書類)

第5条 この規程の適用を受けようとする者は、その内容を証明する書類について、以下のうちいずれかを添付しなければならない。

- (1) 罹災証明書
- (2) 車両保険の保険料支給証明
- (3) 新聞の訃報掲載記事等
- (4) その他、客観的に天災による被災が証明されると認められるもの

### (被災見舞金)

第6条 別表の通り見舞金を支給する。ただし、本会への未払い納入金がある場合はこれを認めない。

### (弔事)

第7条 別表の通り弔慰金を支給する。ただし、本会への未払い納入金がある場合は、原則これを認めない。

2 会長が必要と認めるときは、以下の弔意行動をとることができる。

- (1) 弔慰金の加算
- (2) 弔電
- (3) 供花・供物
- (4) その他、葬儀等への参列など

(会費免除)

第8条 別表の通り会費を免除する。ただし、本会への未払い納入金がある場合はこれを認めない。

(改廃)

第9条 この規程は、理事会の決議により改廃する。

附則

- 1 この規程は、平成29年4月1日より施行する。
- 2 規程施行に伴い、弔事への対応並びに見舞金の支給に関する規程を廃止する。

(別表)

○家屋・車両の被害

	会費免除	見舞金	備考
四輪車損壊 所有者が会員に限る	なし	5,000	※車両保険加入者で保険料が支給された場合のみ
一部損壊 浸水(床下)	○	なし	
半壊(大規模半壊含む) 半焼・半流失・浸水(床上)	○	20,000	
全壊 全焼・全流失・浸水(天井)	○	30,000	

○弔慰金

	会費免除	弔慰金	備考
天災による死亡	—	30,000	未払い納入金がある場合は、10,000円とする。
上記以外の死亡	—	10,000	未払い納入金がある場合は、支給しない。

# 見舞金・弔慰金および会費免除申請書

公益社団法人日本理学療法士協会 会長 殿

このたび下記の事由により、見舞金・弔慰金の支給および会費免除の申請をいたします。

(申請日) 平成 年 月 日

会員番号 \_\_\_\_\_

会員氏名 \_\_\_\_\_ 印

(代理人氏名) \_\_\_\_\_ 印 (本人との続柄) \_\_\_\_\_

※会員自身が死亡された場合のみ代理人申請を承ります。

住所 〒 \_\_\_\_\_

連絡先(電話番号) \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

振込口座 \_\_\_\_\_ 銀行 \_\_\_\_\_ 支店

普通 ・ 当座 口座番号 \_\_\_\_\_ 口座名義人(カナ) \_\_\_\_\_

## <申請事由>

## <会員の死亡> ※該当するものに✓をつけてください

		会費免除	弔慰金
<input type="checkbox"/>	天災による死亡 (未払い納入金がある場合)	—	30,000 円 (10,000 円)
<input type="checkbox"/>	上記以外による死亡 (未払い納入金がある場合)	—	10,000 円 (0 円)

◆死亡の場合、事実確認ができる書類を添付してください。(新聞の訃報掲載記事等)

## <自宅家屋等損壊の程度> ※該当するものに✓をつけてください ※代理人申請の場合は以下記入不要です

	被災状況	会費免除	見舞金
<input type="checkbox"/>	自動車の損壊	なし	5,000 円
<input type="checkbox"/>	一部損壊(半壊に至らない)・床下浸水	○	なし
<input type="checkbox"/>	半壊(大規模半壊含む)・半焼・半流失・床上浸水	○	20,000 円
<input type="checkbox"/>	全壊・全焼・全流失・床上浸水(天井まで達した場合)	○	30,000 円

◆市町村発行の罹災証明書(コピー可)を必ず添付してください。

◆自動車等の損壊の場合は、自動車保険の保険金支払通知書等、保険金の支給を受けたことが証明できる書類を添付してください。ご本人様名義の車両のみとさせていただきます。

【士会記入欄】 受付日:            /            /	受付印: _____
【協会記入欄】 受付日:            /            /	受付印: _____
会費免除: ( 可 ・ 否 )	見舞金・弔慰金: (            ) 円